

ID: 5475

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 22 条		
法令番号			
【基準】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条（計画の認定）、第21条（認定建築主等に対する改善命令）、第22条（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し）の規定による			
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日